観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金交付要綱

平成30年5月11日付け30森政第89号林務部長通知

(趣旨)

第1 この要綱は、豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備等の推進に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費、事業主体及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付対象となる経費、事業主体及び補助率は、次の表のと おりとする。

対象経費	事業主体	補助率
1 市町村が行う次に掲げる事業に要する経費	市町村	10 分の 9 以内
(1) 地域の景観に合致した森林整備		
(2) 眺望を確保するための立木の伐採		
(3) 巨樹・古木等の保存活動		
2 市町村が民間主体に補助金を交付して行う事		
業で、上記(1)から(3)に掲げる事業に要する経費		

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、交付対象事業としない。
- (1) 県が交付する補助金の交付を受けた事業
- (2) 国の支出する支出金及び補助金の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- 3 第1項の経費の詳細は別に定める。

(補助金交付の条件)

- 第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。
 - (1) 重要な変更(補助金額の増額又は30%以上の減額をしようとする場合をいう。) をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
 - 2 前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めると きは、条件を付することがある。

(事業計画の提出)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、事業計画を知事に 提出することとする。

(交付申請書等)

- 第5 規則第3条に規定する申請書は、観光地等魅力向上森林景観整備事業交付申請書に よるものとする。
 - 2 第3第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、別に定める書類を提出して行うものとする。

(実績報告書等)

- 第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、観光地等魅力向上森林景観整備事業 実績報告書によるものとする。
 - 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経 過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月 31 日のいずれか早い日 とする。

(補助金交付の請求)

第7 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、観光地等魅力向上森林景観 整備事業請求書によるものとする。

(申請書の様式等)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に 定める。

附則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。